

議案第 7 6 号

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例
山陽小野田市手数料徴収条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 9 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 7 の 1 の項中「8 7， 0 0 0 円」を「8 8， 0 0 0 円」に、
「6 6， 0 0 0 円」を「6 7， 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 6 号参考資料

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第 1 7 (第 2 条関係)				別表第 1 7 (第 2 条関係)			
都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下この表において「法」という。）に関する事務				都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下この表において「法」という。）に関する事務			
	名称	区分	金額		名称	区分	金額
1	法第 2 9 条第 1 項又は第 2 項の規定による開発行為許可申請手数料	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	1 件につき 開発区域の面積 0. 1 ヘクタール未満のもの 8, 7 0 0 円 0. 1 ヘクタール以上 0. 3 ヘクタール未満のもの 2 2, 0 0 0 円 0. 3 ヘクタール以上 0. 6 ヘクタール未満のもの 4 3, 0 0 0 円 0. 6 ヘクタール以上 1	1	法第 2 9 条第 1 項又は第 2 項の規定による開発行為許可申請手数料	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	1 件につき 開発区域の面積 0. 1 ヘクタール未満のもの 8, 7 0 0 円 0. 1 ヘクタール以上 0. 3 ヘクタール未満のもの 2 2, 0 0 0 円 0. 3 ヘクタール以上 0. 6 ヘクタール未満のもの 4 3, 0 0 0 円 0. 6 ヘクタール以上 1

			ヘクタール未満のもの <u>88,000円</u>				ヘクタール未満のもの <u>87,000円</u>
		主として住宅 以外の建築物 で自己の業務 の用に供する ものの建築又 は自己の業務 の用に供する 特定工作物の 建設の用に供 する目的で行 う開発行為	1件につき 開発区域の面積 0.1ヘクタール未満の もの 13,000円 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満のも の 30,000円 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満のも の <u>67,000円</u> 0.6ヘクタール以上1 ヘクタール未満のもの 120,000円			主として住宅 以外の建築物 で自己の業務 の用に供する ものの建築又 は自己の業務 の用に供する 特定工作物の 建設の用に供 する目的で行 う開発行為	1件につき 開発区域の面積 0.1ヘクタール未満の もの 13,000円 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満のも の 30,000円 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満のも の <u>66,000円</u> 0.6ヘクタール以上1 ヘクタール未満のもの 120,000円
		その他の開発 行為	1件につき 開発区域の面積 0.1ヘクタール未満の もの <u>88,000円</u>			その他の開発 行為	1件につき 開発区域の面積 0.1ヘクタール未満の もの <u>87,000円</u>

		0. 1ヘクタール以上 0. 3ヘクタール未満のもの の 130,000円 0. 3ヘクタール以上 0. 6ヘクタール未満のもの の 190,000円 0. 6ヘクタール以上1 ヘクタール未満のもの 260,000円			0. 1ヘクタール以上 0. 3ヘクタール未満のもの の 130,000円 0. 3ヘクタール以上 0. 6ヘクタール未満のもの の 190,000円 0. 6ヘクタール以上1 ヘクタール未満のもの 260,000円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)